住所　埼玉県越谷市レイクタウン5丁目4番地4
安成美　平成3年5月22日生
住所　さいたま市岩槻区大字上野69番地17
林賢淑　昭和33年12月9日生
住所　茨城県取手市寺田4933番地5
ミナ・ベニテズ　平成9年5月17日生
住所　東京都足立区舎人4丁目6番3号
王鵬博　平成7年8月18日生
住所　神戸市東灘区御影山手2丁目11番32―301号
林律朱　昭和50年3月25日生
住所　神戸市灘区倉石通2丁目2番9号
魏淑美　昭和41年2月11日生
住所　神戸市東灘区北青木3丁目12番19号
白徳順　昭和10年8月28日生
住所　神戸市長田区大橋町4丁目2番1―803号
金節子　昭和37年11月20日生
住所　兵庫県西宮市浜甲子園1丁目8番11号
陳玉珍　昭和49年12月29日生
尹晨光　平成14年9月28日生

○法務省告示第四百六十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月二十九日法務省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月一日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

株式会社九州プレシジョン	福岡県うきは市吉井町富永千九百六十番地

○法務省告示第四百六十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月一日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表株式会社エースデザインの項中「京都府京都市山科区竹鼻堂ノ前町四十六番地一」を「京都府京都市中京区橋弁慶町二百二十四番地」に改める。

○法務省告示第四百七十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月一日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社大地企画	大分県大分市浜の市一丁目三番七号

電気機器組立て、仕上げ	表装

住所　兵庫県西宮市山口町上山口2丁目16番4号
全紋太　昭和63年3月23日生
住所　大阪市浪速区幸町3丁目2番1―901号
李英樹　昭和37年12月16日生
住所　兵庫県尼崎市名神町1丁目11番14号
柳朝男　昭和36年2月16日生

○法務省告示第四百六十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十八年九月一日

法務大臣　金田　勝年

東京法務局所属	稲葉　一生
東京法務局所属	中島　行博
横浜地方法務局所属	金子　順一
横浜地方法務局所属	神坂　尚
横浜地方法務局所属	佐藤　方生
水戸地方法務局所属	納谷　肇
福岡法務局所属	小峯　尚士
札幌法務局所属	水野谷幸夫

○法務省告示第四百七十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月一日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社トップ・ラン	北海道小樽市銭函三丁目五百二十一番地十九
井筒まい泉株式会社	東京都渋谷区神宮前四丁目八番五号

惣菜製造業	
惣菜製造業	

○法務省告示第四百七十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年十月八日法務省告示第五百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月一日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表株式会社祥苑の項を削り、同表に次のように加える。

株式会社新風月	福島県会津若松市東山町大字湯本積リ九十九番地
株式会社かつらや	石川県加賀市山中温泉東町一丁目ホ十番地

ホテル業務	
ホテル業務	

○国税庁告示第十一号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の四第一項の規定に基づき、平成十九年十一月二十九日に指定をした「株式会社ファミリーマート」の納付受託者の指定を、同法第三十四条の七第一項の規定に基づき取り消したので、同法第三十四条の七第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月一日

国税庁長官　迫田　英典

○国税庁告示第十二号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の四第三項の規定に基づき、同条第一項の規定により納付受託者として指定した株式会社サークルKサンクスから名称及び所在地の変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十八年九月一日

国税庁長官　迫田　英典

株式会社サークルKサンクスの名称を「株式会社ファミリーマート」に、所在地を「東京都豊島区東池袋三丁目一番一号」に改める。

○厚生労働省告示第三百三十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十三条第一項の規定に基づき、同法第四条第九項に規定する登録検査機関として、次のとおり登録したので、同法第四十五条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十八年九月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	製品検査の種類	製品検査を行う事業所の名称及び所在地	登録年月日
株式会社ＬＳＩメディエンス 伊藤　昭夫 東京都千代田区内神田一丁目十三番四号	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査及び細菌学的検査	株式会社ＬＳＩメディエンス　食品分析部 東京都板橋区小豆沢四丁目二十五番十一号	平成二十八年七月六日